

平成 28 年 5 月 13 日

「慰霊施設の整備に関する検討会」(RT) の検討状況について (中間取りまとめ)

本資料は、慰霊施設の整備方針等の具体化に資するため、慰霊施設の整備に関する検討会における意見交換内容を中間的に取りまとめたものである。今後とも、本検討会における意見交換を継続し、施設整備の具体化に取り組んでいくこととする。

1. 慰霊施設の基本的性格、利用形態等

【基本的性格等】

- 慰霊施設の整備は、現在、大学等で保管されているアイヌの遺骨等について、次のとおり取り扱うことを目的とし、慰霊施設を整備した後も、遺骨等について、祭祀承継者や地域への返還に向けた取組を引き続き進めるものとする。
 - ・ アイヌの人々による尊厳ある慰霊の実現
 - ・ アイヌの人々による受入体制が整うまでの間の遺骨等の適切な管理
- 上記の整備目的を踏まえ、次の点に留意する。
 - ・ 静謐な慰霊環境を整備することを主眼とし、一般の来訪者を積極的に迎え入れるような性格を有する施設とはしないこと。
 - ・ 博物館や公園と重複する機能、調査・学術研究は担わないこととし、慰霊施設の中に調査・研究を行う施設は整備しないこと。

【想定来訪者数、施設の規模】

- ・ 最大の慰霊行事で少なくとも 500～600 人、最大で 1,000 人程度の来訪者数を想定する。
- ・ 各施設の規模については、慰霊行事に参加する者の数や利用形態等を念頭に置きつつ、適切な大きさのものとする。

【アイヌの人々の利用形態・頻度 (想定)】

- ・ 全国・全道のアイヌの人々が参集する慰霊 : 年 1 回程度、少なくとも 500～600 人参加
- ・ 地域、地方アイヌ協会単位等での慰霊 : 不定期、数十人参加

- ・ 個人単位での慰霊 : 不定期

※慰霊行事の実施方法等についてはアイヌの人々が主体的に検討を行う。

2. 慰霊施設の位置、構成等

(位置)

- ・ 国は、北海道白老町ポロト湖東側の高台に慰霊施設を整備する。

(構成)

- ・ 慰霊施設は、以下の施設等で構成する。
 - (ア) 「墓所」となる建物
 - (イ) 慰霊行事（イチャルパ等）を行うための施設
 - (ウ) モニュメント
 - (エ) 前庭（広場）
 - (オ) 駐車スペース
 - (カ) その他諸設備（施設の設立趣旨を記載した解説板、水道・トイレ）

(施設の配置)

- ・ 「墓所」となる建物及び慰霊行事を行うための施設は、ポロト湖東側の高台の中で太平洋を眺望できる東奥側の場所に整備する（建物周辺の樹木を間引く等により、眺望等を確保）。
- ・ 「墓所」となる建物及び慰霊行事を行うための施設の近くに、モニュメント、施設の設立趣旨を記載した解説板、前庭（広場）及び駐車スペースを設置する。

(土地の取得)

- ・ 国は、慰霊施設を整備のため必要な土地（約 4.5ha）を取得する。

(周辺環境整備)

- ・ 慰霊施設周辺の良い環境を確保するため、白老町は、国の慰霊施設を整備と連携し、ボランティア等の協力を得て、国が取得する土地周辺の環境整備（散策路整備、植樹等）を行う。

3. 慰霊施設の機能、形態等

(ア) 「墓所」となる建物

(構成・規模)

- ・ 遺骨及び副葬品の保管室のほか、遺骨等の整理や返還作業に必要なスペース、

遺骨等の一時保管室、その他附帯スペース（前室、機械室等）で構成する（最大で 800m²程度）。

（外観デザイン）

- ・ 外観は、シンプル（直方体など）で明るいイメージとする。
- ・ アイヌの墓標を外壁に装飾する。

（遺骨及び副葬品の管理）

- ・ 遺骨の平穏な安置を確保するため、みだりに遺骨に触れない。
- ・ 遺骨及び副葬品は、それぞれ別室で保管することを基本とする。
- ・ 遺骨を収めるスペースは個体ごとに仕切りを設け、前面に扉（両開き）を付けることとする。
- ・ 遺骨及び副葬品は、短期間で著しく現状を損なうことのないよう適切に保管する。
- ・ 遺骨及び副葬品は帰趨を共にするため、その対応関係が判別できるよう管理を行う。

（施設の管理）

- ・ 遺骨等の厳重な保管のため、施設の耐久性を確保するとともに、防犯・防災等のセキュリティ対策を講じる。
- ・ 建物への立入りは、原則として、遺骨等の管理のために必要最小限なものに限ることとし、建物内では慰霊行為等の管理目的以外の行為は行わないこととする。

（イ）慰霊行事（イチャルパ等）を行うための施設

（構成・規模）

- ・ 伝統儀式（カムイノミ等）を実施する部屋（窓、囲炉裏を含む）、調理場、物置、トイレ等で構成する（儀式を実施する部屋 110 m²程度、全体で 200 m²程度）。
- ・ 屋外にヌサを設置するスペースを確保する。

（外観）

- ・ 施設の外観はチセ風とする。

（利用形態）

- ・ 伝統儀式（カムイノミ等）、舞踊等の慰霊行事の用に供する。
- ・ 来訪者の利用ニーズに応じ、できる限り施設の開放に努める。

（ウ）モニュメント

(趣旨)

- ・ 慰霊施設を象徴し、かつ民族共生の理念を表現するモニュメントの設置を検討する。

(位置・高さ)

- ・ モニュメントの設置場所は、慰霊行事（イチャルパ等）を行うための施設の近くとする。
- ・ モニュメントの高さは、周辺の樹木の高さを超える程度を目安とする。

(外観)

- ・ モニュメントの外観は、アイヌ紋様（アイウシ、モレウ等）をあしらい、工作物全体でイクパスイをモチーフにしたものとする。

(エ) 前庭（広場）

(構成・規模)

- ・ 慰霊行事への来訪者が集い、かつ、慰霊行事の一環として舞踊等を実施するため必要なスペースとして、前庭（広場）を設置する（全体で 10,000 m²超）。
- ・ 慰霊行事の際にテント等を設置して式典を実施するとともに、慰霊行事の一環として舞踊等の用に供するため、前庭（広場）の一部を平らに整地する（700 m²程度）。
- ・ 平らに整地する部分以外のスペースは、樹木の間引き又は草刈り等により、来訪者の交流・休憩スペースとして活用する。

(留意点)

- ・ テント等の参列者から慰霊行事を行うための施設内の儀式の様子が見ることができるよう配置等を工夫する。

(オ) 駐車スペース

(配置・規模)

- ・ 駐車スペースは、来訪者の利便性を確保するため、慰霊行事（イチャルパ等）を行うための施設の近くに整備する（2,000 m²程度）。

(利用形態)

- ・ 団体用の貸切バス等の大型車両の利用に支障が生じないよう十分に留意するとともに、一般の乗用車の駐車スペースを確保する。
- ・ 来訪者が多い場合には、駐車スペースの周辺を臨時の駐車スペースとして活用できるようにするとともに、中核区域及びその周辺の駐車場の利用等も含

めて柔軟に対応する。

(カ) その他諸設備

- ・ 施設の設立趣旨を記載した解説板については、アイヌの人々や各大学等の意見を聞いて記載内容を定める。
- ・ 慰霊施設の利用者の利便性等を確保するため、慰霊行事を行うための施設の中に水道・トイレを整備する。
- ・ 慰霊施設の敷地及びその周辺において、ボランティア等の協力を得て植樹を行う。

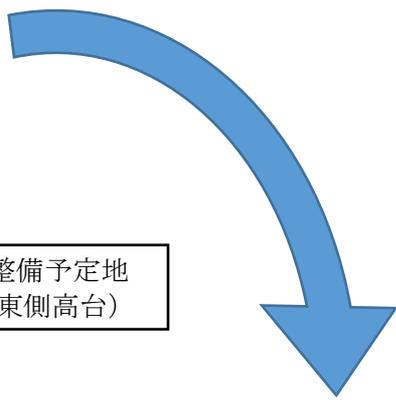
(4) 施設整備スケジュール

平成 31 年度中の完成を目指し、慰霊施設の整備の推進を図る。ただし、埋蔵文化財試掘調査の結果、埋蔵文化財が出土した場合には、スケジュールの見直しを図ることとするが、その際、できる限り早期の完成を目指しつつ、文化財保護を慎重に行うことに留意する。

- * 上記内容については、今後の検討の進捗に合わせ、必要に応じ適宜見直しを行う可能性があることに留意する。



慰霊施設の整備予定地
(ポロト湖の東側高台)



博物館・公園の整備予定地
(中核区域)

